

令和２年度第３回政治資金適正化委員会

（開催要領）

- １．開催日時：令和２年９月７日（月） １３時３０分～１４時００分
- ２．場 所：ＷＥＢによる開催
- ３．委 員：伊藤鉄男、浅井万富、杉田慶一、田口尚文、谷口将紀の各委員

（議事次第）

- １．開 会
- ２．議 題
 - （１）令和２年度政治資金監査に関する研修等の考え方等について
 - （２）登録政治資金監査人の登録者数及び研修について
- ３．閉 会

（配布資料）

- 資料１－１ 令和２年度政治資金監査に関する研修等の考え方について
- 資料１－２ 集合研修（１０月及び１１月開催予定）に係る開催方針等について
- 資料１－３ 令和２年度 フォローアップ研修等の日時及び会場等
- 資料２ 登録政治資金監査人の登録者数及び研修の実施状況
- 資料Ａ 令和２年度研修実施計画の追加について
- 資料Ｂ リモート研修の実施について

（本文）

【伊藤委員長】 それでは、ただいまから令和２年度第３回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

議事に入ります前に、令和２年度第１回委員会の議事録についてでございます。各委員から事前に賜った御意見を反映させたものをお手元にお配りしておりますが、これについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【伊藤委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思います。

また、令和2年度第2回委員会の議事録について、お手元にお配りしておりますので、御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の第1の議題といたしまして、令和2年度政治資金監査に関する研修等の考え方等についての説明を事務局にお願いします。

【安藤参事官】 事務局でございます。

それでは、議題(1)につきまして御説明をいたします。資料の方は、資料1-1から1-3、それと委員限りとさせていただいております資料Aと資料Bとなります。

前回の委員会におきまして、8月と9月の集合研修の中止、それに追加研修の実施とリモート研修の検討につきまして御審議をいただいたところでございます。今回の委員会におきましては、追加研修の考え方ですか、リモート研修も含めました今年度の研修の考え方等につきまして御審議をお願いしたいと思います。

それでは、資料1-1を御覧ください。今年度の研修の考え方をお示ししたものでございますけれども、裏面の方をまず御覧いただければと思います。裏面が今の研修の体系をお示しております。まず大きく政治資金監査の実施要件でございます法定の登録時研修、それと実務能力の向上と基礎知識の定着を目的といたします、これは任意で受けていただくフォローアップ研修とに分かれております。そしてフォローアップ研修につきましては、登録時研修と同じ内容を受講していただく再受講研修と、政治資金監査の実施に当たりまして、特に留意いただくべき点ですか、間違いやすい点などを考慮して作成されました演習問題の解説等を内容といたします実務向上研修とに分かれております。

それぞれの研修の受講実績を資料中に記載してございますけれども、登録時研修につきましては、直近の令和元年度で111人の方に受講いただいております、受講方式別で言いますと、集合研修で受講されている方が79人、あと個別研修と言いまして、私どもの事務局のほうに来ていただきまして、専用のブースで受講していただく個別研修が32人という風になってございます。

またフォローアップ研修につきましては、令和元年度につきましては、追加研修が2回中止となりましたけれども、その前の平成30年度には、再受講研修と実務向上研修、合わせまして約1,200名程に受講をいただいております。なお、フォローアップ研修につきましては、

集合研修の方式で実施をいたしております。

以上を踏まえまして、表面の方に戻っていただければと思います。令和２年度の政治資金監査に関する研修等の考え方ということでございます。まず１ポツ、全体像でございますけれども、御案内のとおりでございますけれども、新型コロナウイルス感染症に係る現下の状況の下で、感染の防止に努めつつ、この政治資金監査の適確な実施に資する観点から、政治資金監査の実施要件となつてございます、いわゆる登録時研修につきましては、集合研修の方式と個別研修の方式で実施をしつつ、政治資金監査の質の向上の一環として実施しておりますフォローアップ研修、これは再受講研修と実務向上研修両方でございますけれども、これらにつきましては集合研修方式に代えまして、今年度につきましてはリモート研修方式により実施する方向で検討を進めたいということでございます。

下に、それぞれの研修についてももう少し詳しく書いてございます。２ポツ、各研修についてというところでございますけれども、まず登録時研修につきましては、１０月と１１月に開催を予定しております集合研修、具体的には大阪市、松山市、熊本市、仙台市、さいたま市及び金沢市、これらにつきましては、感染防止対策を徹底した上で開催することとしたいというものでございます。

また年明けに例年実施をしております追加研修につきましても、集合研修方式で開催する方向で検討を進めたいというものでございます。

また個別研修につきましては、これは従前どおりでございますけれども、登録政治資金監査人の方から申込みがあれば、年間を通じて随時実施をしたいというものでございます。

フォローアップ研修につきましては、多数の受講者が来場されることが予想されます集合研修方式に代えまして、自宅のパソコン等で動画を視聴することができるリモート研修方式により実施する方向で検討を進めるというものでございます。

以上が資料の１－１でございます。

続きまして、資料１－２を御覧ください。１０月と１１月に、先ほど申し上げました開催予定の集合研修に係る開催方針等についてまとめております。少し説明が重複いたしますけれども、まず１が開催方針でございます。御覧のとおりでございますけれども、考え方といたしましては、この政治資金監査制度の安定的な運用のためには、登録政治資金監査人の方の安定的確保とともに質の向上に向けた取組が重要であると。他方で新型コロナウイルス感染症に係る現下の状況を踏まえ、受講される方々が安心して研修を受けることができる受講環境を確保することが求められると。このためといたしまして、１０月、１１月に開催を予定しております。

す集合研修につきましては、政治資金監査の実施要件であり、また参加見込み数も限られる登録時研修のみを実施することとしたいというものでございます。

実施に当たりましては感染防止対策をしっかりとやるということでございまして、具体的な中身を2のところで記載してございます。これは各研修会場の管理者とも十分な連携を図りつつ対策を講じることとするということで、四角囲みの中に幾つか例を記載してございます。例えば会場の関係で申し上げますと、受講者の方々の間隔を空ける、間隔を考慮した会場レイアウト、定員の設定を行うということ。あと消毒液の設置、あるいは会場内の換気、あとは備品あるいは机といったものの消毒を行うなどを考えてございます。

また受講される方につきましても、検温の実施ですとか、あとマスクの着用、あるいは手洗い、手指消毒の徹底のお願い、あるいは会場内での会話をお控えいただくこと等、要請をしたいという風に考えてございます。

また私も事務局についても、当然、常日頃から健康管理を行うとともに検温の実施ですとか、あと会場内でのマスク、フェースガードの着用、あと受講される方の名簿の作成といったことをしっかりとやりたいという風に考えてございます。

また今後、こういう状況でございますので、状況の変化がございまして、集合研修を開催することが適切でないと考えられる場合につきましては、別途中止等の対応を検討することとしたいという風に考えてございます。

続きまして、表の形でつけております資料1－3を御覧いただければと思います。これまで申し上げました開催方針を反映いたしました今年度の研修のスケジュールでございます。10月以降は表面の下の方から裏面の方にかけてということになりますけれども、10月以降の集合研修方式によります登録時研修につきましては、いずれの会場も募集定員を約10名という風にしてございます。現時点におきましては、これで対応可能という風に考えてございますけれども、登録時研修につきましては、法定の研修でございまして、希望される方が研修を受講できるよう、定員等、柔軟に対応していきたいという風に考えております。

続きまして、委員限りとさせていただいております資料のAを御覧いただければと思います。今年度の追加研修を実施する実施の考え方でございます。既に前回の委員会におきまして、例年同様、年明けに追加研修を実施するということを御了承いただいたところでございますけれども、この追加研修につきましても、今年度は登録時研修のみを実施することといたしまして、その開催地、開催場所、開催回数につきましては、この資料Aに記載をしております4つの方針に基づき選定してはどうかと考えております。

1 つは、これまでに中止となった集合研修、9 か所ございますけれども、これまでに中止となった集合研修の開催地あるいは開催エリアの中から選定をするということでございます。2 つ目は、首都圏に在住されている登録政治資金監査人の方には、当委員会の事務局で実施をいたします個別研修の受講を御案内するということ。また今後、開催をいたします会場の近隣に在住の登録政治資金監査人の方につきましては、その会場を御案内するということ。これらを基本といたしまして、既に開催が決定しております会場の応募状況等を踏まえながら選定してはどうかという風に考えております。

資料Aの方が参考といたしまして、今年度の研修実施計画の抜粋等をつけてございます。参考の1が追加研修についての抜粋と、あと日程を追加する場合には原則として事前に委員会に諮るものとする、そういった箇所の抜粋でございます。

下の参考2が、今年度の研修開催地の一覧で、取消線をしているものが、開催中止が決まったところでございます。

その次の資料、表を御覧いただければと思います。登録時研修に対する需要といたしますか、参加見込みの規模感を計る数字といたしまして、既に登録政治資金監査人の登録はされているものの、まだこの登録時研修を受けていらっしゃらない方の数等を都道府県別にまとめております。

一番左の①が登録時研修を受けておられない方の全体数でございますけれども、実際に登録時研修を受ける可能性が高いのは、①の中でも最近登録された方が多いのではないかと考えられますので、②といたしまして、研修をまだを受けておられない未受講者のうち今年度登録された方の数、③に研修未受講者のうち昨年度登録された方の数を特記してございます。

なお、表の下の欄外に※印で説明してございますけれども、表の中の括弧の数字は、既に今後の個別研修あるいは10月、11月の集合研修を申し込まれた方の数でございまして、これらを除いた数、すなわち登録時研修をまだを受けておられない今年度あるいは昨年度の登録者のうち、まだ研修の申込みをされていない方の数を一番右の欄に記載しておりまして、全体の数といたしましては、その一番下の41人という風になっているところでございます。

議題(1)の最後といたしまして、同じく委員限りとしております資料Bを御覧ください。リモート研修の実施の検討につきまして、実施方法ですとか、今後検討を要すると考えられる点などをまとめたものでございます。考え方は、繰返しになりますけれども、既に複数の集合研修が中止となっているということを踏まえまして、今年度の集合研修におきましては登録時研修のみを実施いたしまして、フォローアップ研修につきましては、リモート研修方式による

実施を検討したいというものでございます。

その下が実施の方向性でございまして、受講機会の確保のために試行的に以下の枠組みで実施することとするというものでございます。前回の説明とも重複する部分がございますけれども、まず対象とする研修につきましては、受講が任意となつてございますフォローアップ研修、再受講研修と実務向上研修、これを対象とするということ。

研修の実施方法につきましては、インターネットを利用いたします既存のオンデマンド型の動画配信サービス上に、事前に申込みをしていただいた登録政治資金監査人の方に限定をいたしました動画を公開するということ。受講される方につきましては、指定された受講期間内に、このサービスに御自身でアクセスを頂いて、自宅のパソコン等で動画を視聴していただくというやり方を考えてございます。

少し細かくなりますけれども、次に動画の構成をちょっと記載してございます。再受講研修につきましては、個別研修、登録時研修で使用しております動画がございますので、この既存のものを活用したいと考えてございます。実務向上研修につきましては、そういった動画が今ございませんので、新たに事前に研修用の動画を収録したいと考えてございます。

最後に、その他といたしまして、前回も申し上げましたが、第4期の取りまとめを踏まえまして、このリモート研修方式の将来的な本格実施も視野に入れまして、受講者アンケートを実施したいという風に考えております。

裏面が、また今後検討を要するであろうと私どもが考えている事項でございます。大きく3点ほどであろうかという風に考えております。まず1つは、御本人の確認をどういう風に行うかということでございます。これにつきましては、私ども、今、登録政治資金監査人の方につきましては、登録政治資金監査人証票というものを交付させていただいております。ここに証票の番号が記載されておりますので、こういった登録政治資金監査人御本人のみが把握している情報を申請書に記載していただいておりますかどうかと考えてございます。

2点目が、受講確認と研修受講証明書の発行を行うかという点でございます。前回の委員会の中で受講確認はできるようにしておいた方がいいのではないかというお話もあったことを踏まえまして、受講確認を色々な方向で検討しております。例えばということで資料の方にお示しをしているところでございます。受講確認の方法といたしましては、一定時間ごとに研修の動画を分割いたしまして、それぞれの動画の途中におきまして、記号ですとか、場合によってはちょっとクイズ的なものを表示いたしまして、次の動画に進むためには、その記号なり回答の入力が必要となるといった仕組みを設けることで受講確認を行い、その上で修了された方に

対しては研修の受講証明書を発行するといったことが考えられるのではないかと考えております。

あと３点目が、受講可能上限人数でございます。いかんせんちょっと予算の制約がございますので、ある程度受講者の上限を設けざるを得ないという風に考えてございます。その際には、例年のフォローアップ研修、再受講研修と実務向上研修の参加者数を踏まえまして、あと時期による波動性といったものも一定程度考慮した上で上限人数を設定することが考えられようかという風に思っております。その際には、受講者の方への周知に当たりまして、そのことを明示する必要があるかという風に考えてございます。

あと登録時研修をどうするかという話でございますけれども、登録時研修につきましては、先ほども申し上げましたように集合研修方式と個別研修方式で実施をするということもありますし、本人確認あるいは御本人がちゃんと受講されているということにつきまして、法定の研修でございますので、より慎重な検討が必要になるという風に考えまして、今回は対象外としてはどうかと考えるものでございます。

しかしながら今後、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、集合研修方式による登録時研修の実施が難しくなるといった可能性もございますので、リモート研修の運用状況も踏まえつつ、引き続き検討したいという風に考えてございます。

最後、３ページ目にスケジュールを書いてございます。スタートにつきましては、政治資金監査の開始時期が年明けになりますので、それを踏まえまして、遅くとも１２月の開始を目指したいということでございます。具体的には、委員会が終わりました後に、例えば受講確認のやり方と、この研修が各士業団体の方の研修となっているということもございますので、士業団体の方との調整ですとか、あと事業者の方との実施方法に係る検討等を進めていきたいと思っております。１０月、次回の委員会におきまして決定をいただきまして、準備ができ次第、開始をしたいと考えてございます。一応今年度の研修でございますので、年度末までを想定してございます。４月以降の実施につきましては、実施状況ですとか来年度の予算を踏まえて検討したいという風に考えております。

長くなりましたが、議題（１）につきましては以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたらどうぞ御発言ください。

【谷口委員】 委員長、よろしゅうございましょうか。谷口でございます。

【伊藤委員長】 はい、どうぞ。

【谷口委員】 再受講研修と実務向上研修にリモート研修を導入することは、とても良いことだと思います。今年度の登録時研修を集合研修とすることについても、異論はございません。ただ、7月に閣議決定をされた経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太の方針）では、「デジタルニューディール」と称して次世代型行政サービスを強力に推進することがうたわれております。また総務省としても、かねてより政治資金関係申請・届出オンラインシステムの利用を政治団体に促し、かつ第4期の当委員会の取りまとめでも、遠隔地からでも研修をより受けやすくする環境整備の検討を求めたところと理解をしております。こうした経緯を考えますと、新型コロナウイルス感染症の流行が早期に終息したとしても、登録時研修につきましても、例えばマイナンバーカードで個人認証を行うなどとして、遠くない将来にリモート研修を可能にする方向で御検討いただくことを希望いたします。

以上です。

【安藤参事官】 ありがとうございます。

先ほど説明をさせていただいたところでございますけれども、本人確認のやり方等を十分研究をした上でちょっと検討していきたいと考えてございます。

【伊藤委員長】 ほかに何かございませんでしょうか。

【浅井委員】 浅井です。よろしいでしょうか。

【伊藤委員長】 はい。

【浅井委員】 御説明ありがとうございました。

私も谷口先生と同じように、今のこちらの方の方向性については、問題なしというか賛成いたします。この中でもおっしゃっていますが、特に資料のBの方で今後検討を要する事項のところに大体集約はされていると思いますけれども、このような項目が解決されていけば、このコロナ対応だけということではなくて、今後、登録政治資金監査人のページなんかも設けまして、必要事項のそちらでの公表というか公示ですね、とか、あるいはそちらの方から先ほどお話があったようなリモート研修を自由に受けられるようなページというか、そういうのも将来的には作成されていくといいのかなというようなことを思いました。

以上です。

【安藤参事官】 ありがとうございます。

今年度の取組状況を見まして、あと、先ほどちょっと申し上げましたけれども、登録政治資金監査人の方へアンケートを取ることを予定しておりますので、そういったアンケートを踏まえまして、ちょっとまたやり方等を検討していきたいと考えてございます。

【伊藤委員長】 ほかに何かございますでしょうか。

1点、私からいいですか。

【安藤参事官】 はい。

【伊藤委員長】 資料1－2の一番末尾に、何かあったときに別途中止するということが書いてありますけれども、この中止するかどうかを決めるときに、今決めておいた方がいいと思うんですが、今の時代ですからこういうリモートを使って持ち回りで決めるとかですね。あるいは事務局の判断で決めるとかでもいいんですが、後で了解するとか、何かちょっとルールをしておいた方がいいかなと思ひまして。提案といいますか御相談ですけれども。

【安藤参事官】 分かりました。ちょっと委員の御負担にならないようなやり方を至急考えたいと思います。

【伊藤委員長】 何というか、迅速に決めなきゃいけないんで、あまり仰々しい手続を踏まなくても適切に判断できるようなシステムにした方がいいんじゃないかという趣旨ですがね。

【安藤参事官】 承知いたしました。

【井上事務局長】 恐らくこれをやる場合というのは、また一定の移動制限、東京からの移動制限とかかかるような事態に考えないといけないと思っております、その場合には委員長はじめ委員の皆様は速やかに連絡を取らせていただいて、形式上は持ち回りで決めるようなことを考えたいと思っております。

【伊藤委員長】 よろしくをお願いします。

それでは、この議題につきましては御了承いただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【伊藤委員長】 では、次に、第2の議題といたしまして、登録政治資金監査人の登録者数及び研修についての説明を事務局よりお願いします。

【安藤参事官】 それでは、お手元の資料2を御覧ください。毎回御報告をさせていただいております直近の登録者数と研修の実施状況の御報告でございます。

まず直近の登録者数の状況でございますけれども、8月28日現在で集計をしております。前回の委員会での御報告からの変動ということにつきましては、資料ごとの増減はございますけれども、トータルの登録者数につきましては、前回と同じ5,029名となっているところでございます。増減の内訳は、公認会計士がトータルで1名の増、税理士がトータルで1名の減でございます。

次に、裏面の研修の実施状況でございますけれども、集合研修につきましては、これまでのも

のが中止となってございますので、登録時研修、個別研修で実施をいたしました登録時研修のみの数字となってございます。2ポツの登録時研修の上の欄、月別に行っているところでございますけれども、5月から8月にかけて16名の方に受講いただいているところでございます。先ほど申し上げましたように、個別研修は私ども事務局において実施をしてございますけれども、中には首都圏以外から来られた方もいらっしゃるような状況になってございます。

簡単でございますけれども、議題（2）の説明につきましては以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたらどうぞ御発言ください。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【伊藤委員長】 では、御了承いただいたということで、本日の議題は以上でございますが、事務局からほかに何かございますでしょうか。

【安藤参事官】 本日の公表資料につきましては、本委員会終了後に総務省のホームページで公開をいたしまして、その旨を記者クラブに周知をする予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に明日9月8日火曜日の夕方までに確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【伊藤委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【安藤参事官】 次回の委員会についてでございますけれども、日程調整をさせていただきました結果、10月22日木曜日の午後2時30分より開催させていただきたいと存じます。また詳細は、後日、文書で連絡をさせていただきます。

【伊藤委員長】 ほかに何かよろしいでしょうか。

それでは、本日は、誠にありがとうございました。また次回よろしくお願いいたします。

以上